

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第35号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり、現在実施している市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の給料、地域手当及び期末手当の額の特例措置について、市長及び副市長に係る減額割合を改めつつその期間を延長するとともに、新たにその他の職員の給料の額についても、特例措置を講じることとしました。

1 市長等に係る給料、地域手当及び期末手当の額の特例措置

- (1) 市長及び副市長に係る減額割合を次のとおり改定します。

区 分	改 正 前	改 正 後
市 長	1 0 0 分 の 2 0	1 0 0 分 の 3 0
副 市 長	1 0 0 分 の 1 2	1 0 0 分 の 1 5

- (2) 特例措置を講じる期間を次のとおり延長します。

区 分	改 正 前	改 正 後
給料及び地域手当	令和3年3月31日まで	令和6年3月31日まで
期 末 手 当	令和2年12月までの間に支給するもの	令和5年12月までの間に支給するもの

2 令和3年4月1日（(4)及び(5)に掲げる職員にあっては、同年7月1日）から令和4年3月31日までの間におけるその他の職員（1級相当の職にある者、再任用職員及び臨時的任用職員等を除く。）の給料の額の特例措置

給料の額について、当該額に次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じることとしました。

- (1) 教育長、公営企業の管理者及び局長相当の職にある者 100分の6
- (2) 部長相当の職にある者 100分の5.5
- (3) 課長相当の職にある者 100分の5
- (4) 課長補佐及び係長相当の職にある者 100分の3
- (5) 主任及び2級相当の職にある者 100分の2.5

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第35号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を改正する条例

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を次のように改正する。

京都市職員の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員（京都市特別職の職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）第1条に規定する特別職の職員，京都市職員給与条例（以下「職員給与条例」という。）第3条第1項各号の給料表の適用を受ける職員（同項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級であるもの，同項第2号から第6号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として市長が定めるもの及び地方公務員法第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）及び京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例（以下「管理用務員給与条例」という。）第2条第1項の給料表の適用を受ける職員（職務の級が1級であるものを除く。）をいう。以下同じ。）に支給する給与の額について，特別職給与条例，職員給与条例及び管理用務員給与条例（以下「特別職給与条例等」という。）の特例を定めるものとする。

(給料の額の特例)

第2条 令和3年4月1日（第6号及び第7号に掲げる職員にあつては，同年7月1日）から令和4年3月31日（市長，副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）にあつては，令和6年3月31日）までの間における職員の給料の額は，特別職給与条例等の規定にかかわらず，特別職給与条例等の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から，当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とする。

(1) 市長 100分の30

(2) 副市長 100分の15

(3) 教育長，公営企業の管理者，職員給与条例第3条第1項第1号の給料表の適用を受

ける職員で職務の級が8級であるもの及び同項第2号から第6号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として市長が定めるもの 100分の6

(4) 職員給与条例第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級であるもの及び同項第2号から第6号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として市長が定めるもの 100分の5.5

(5) 常勤の監査委員，職員給与条例第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級であるもの及び同項第2号から第6号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として市長が定めるもの 100分の5

(6) 職員給与条例第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級又は5級であるもの及び同項第2号から第6号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれらに相当する者として市長が定めるもの 100分の3

(7) 前各号に掲げる職員以外の職員 100分の2.5

(地域手当の額の特例)

第3条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における市長等の地域手当の額は，特別職給与条例の規定にかかわらず，特別職給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から，当該額に減額割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とする。

(期末手当の額の特例)

第4条 令和3年6月から令和5年12月までの間に支給する市長等の期末手当の額は，特別職給与条例の規定にかかわらず，特別職給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から，当該額に減額割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日までの間における市長等の給料及び地域手当の額については、この条例による改正前の京都市長等の給与の額の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(この条例の失効)

3 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(行財政局人事部給与課)